

第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項等について

当取引所では、今般の規則改正に伴い、下記 . のとおり、第三者割当に係る上場制度の概要及び上場会社の実務上の留意事項を取りまとめるとともに、下記 . のとおり、適時開示実務上の取扱いの見直しを行うことといたしました。また、下記 . のとおり、第三者割当に関する名証への提出書類の取扱いを取りまとめました。上場会社各位におかれましては、本規則改正の内容及び本留意事項等を十分にご確認いただき、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

. 第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項について	1
. 第三者割当への対応に伴う適時開示実務上の取扱いの見直しについて	6
. 第三者割当に関する名証への提出書類について	1 6

. 第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項について

1 . 概要及び実務上の留意事項

名証では、内外の投資者が安心して投資できる環境の整備に向けて、既存株主の権利を著しく侵害し市場の信頼性に重大な影響を及ぼす第三者割当を未然に防止するために 3 0 0 % を超える希薄化を伴う第三者割当などを上場廃止の審査の対象とするほか、希薄化率が 2 5 % 以上となるときや、支配株主が異動することになるときなどにおいては、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手や、当該割当てに係る株主総会の決議などの株主の意思確認などの手続きを求めることとする企業行動規範を新設するなど、第三者割当について上場制度上の対応を講じています。上場会社におかれては、第三者割当てを行う場合には、適時開示等規則に定める遵守義務等を遵守したうえで、上場制度の概要及び本実務上の留意事項を踏まえた対応を講じるようにしてください。

「第三者割当」とは、募集株式等の割当ての方法のうち、公募（一般募集による新株予約権の発行を含む。）又は株主割当て以外の方法をいう。

【適時開示等規則第 2 条】

「募集株式等」とは、会社法第 1 9 9 条第 1 項に規定する募集株式及び同法第 2 3 8 条第 1 項に規定する募集新株予約権をいう。

【適時開示等規則第 2 条】

「希薄化率」の算出方法については、後述の〔希薄化率の算出方法〕を参照してください。

(1) 第三者割当に係る企業行動規範上の遵守事項

上場会社が第三者割当を行う場合で、次の又はに該当するときは、a.又はb.の手続きのいずれかを行うことが義務づけられています。

ただし、緊急性が極めて高い場合は、例外的にa.又b.の手続きは不要とします。

【適時開示等規則第34条】

第三者割当に係る企業行動規範に違反した場合は、公表措置、改善報告書・改善状況報告書の徴求、特設注意市場銘柄への指定など所定の措置を講ずることがありますので、十分に留意してください。

〔企業行動規範上の手続きが必要となる場合〕

希薄化率が25%以上となる時
支配株主が異動することになるとき

の判断においては、第三者割当によって生じる潜在株式に係る議決権数を考慮します。
希薄化率の算出方法については、後述の〔希薄化率の算出方法〕を参照してください。

〔企業行動規範上の手続き〕

- a. 経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手
- b. 当該割当てに係る株主総会の決議などによる株主の意思確認

「経営者から一定程度独立した者」とは、第三者委員会、社外取締役、社外監査役などを想定しています。第三者委員会の構成については、例えば、現在の買収防衛策導入会社の実務において見られる仕組みを参考にさせていただくことを想定しています。

「当該割当ての必要性及び相当性に関する意見」の内容については、資金調達を行う必要があるか、他の手段との比較（例えば、新株予約権の第三者割当を行う場合で言えば、借入れ、社債発行、公募増資、株式の第三者割当、新株予約権付社債の第三者割当などの他の資金調達方法との比較）で今回採用するスキームを選択することが相当であるか、同社のおかれた状況に照らして各種の発行条件の内容が相当であるかという点を中心に言及していただくことを想定しています。

「株主の意思確認」とは、正式な株主総会の決議のほか、いわゆる勧告的決議を行うことなどを想定しています。

通常の場合、「a. 経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」については取締役会決議日までに、「b. 当該割当てに係る株主総会の決議などの株主の意思確認」については払込期日までに実施することが求められます。

必要に応じて、手続きを行ったことを証明する書類の提出を求めることがあります。

〔「緊急性が極めて高い場合」とは〕

「緊急性が極めて高い場合」とは、資金繰りが急速に悪化していることなどにより上記の企業行動規範上の手続きのいずれも行うことが困難であると名証が認めた場合をいいます。

【適時開示等規則の取扱い 17(3)】

「緊急性が極めて高い場合」とは、具体的には、資金繰りが急速に悪化して、上記の企業行動規範上の手続きを行うことが時間的に困難である場合などを想定しています。ただし、求められる手続きについて、「株主意思の確認」に限定しないなど柔軟に対応しておりますので、緊急性が極めて高いものとして手続きが不要となるケースは、極めて限定的になると考えられます。

〔希薄化率の算出方法〕

算式 $(A \div B) \times 100$ (%)

算式の符号

- A 当該第三者割当により割り当てられる募集株式等に係る議決権の数（当該募集株式等の転換又は行使により交付される株式に係る議決権の数を含む。）
- B 当該第三者割当に係る募集事項の決定前における発行済株式に係る議決権の総数

【注】 ただし、当該第三者割当の払込金額の算定方法及び割当ての態様等を勘案して、名証がこの算式により算出した値によることが適当でないと認めたときの希薄化率については、名証がその都度定めるところによります。

【適時開示等規則の取扱い 17(1)(2)】

希薄化率の算出において、Aについては、新株予約権の潜在株式など（行使価額等が修正される場合にあつては、その下限価額における潜在株式）は、当該第三者割当による発行株式とみなします。

希薄化率の算出において、Bについては、発行済株式には、募集事項決定前に存在する潜在株式は含めません。

第三者割当を短期間（6か月を目安）に複数回実施する場合には、これらの第三者割当を一体とみなして、上記の算出方法を適用するものとします（開示の軽微基準に該当する第三者割当も、原則として含めます。）。

（2）第三者割当に係る上場廃止基準

希薄化率が300%超の第三者割当

上場会社が第三者割当を行う場合において、希薄化率が300%を超えるときは、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと名証が認める場合を除き、その上場を廃止します。

【株券上場廃止基準第2条第17号、同取扱い1(14)f】

希薄化率の算出方法については、〔希薄化率の算出方法〕を参照してください。

- ・ 「株主の利益を侵害するおそれが少ないと名証が認める場合」としては、具体的には、公的資金の注入といったケースや、段階的な株主意思確認手続きとして、株主総会決議により定款変更を行い、発行可能株式総数を段階的に拡大していくようなケースを想定しておりますが、個別の事情に応じて総合的な判断をすることが必要となりますので、十分な時間的余裕をもって必ず名証まで事前相談を行うようにしてください。

支配株主の異動を伴う第三者割当

第三者割当により支配株主が異動した場合において、3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると名証が認めるときは、その上場を廃止します。

【株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2、同取扱い1（9）】

「支配株主」とは、親会社のほか、議決権の過半数を直接又は間接に保有する者として、適時開示等規則第2条第1項第2号gで定める者をいいます。

「第三者割当により支配株主が異動した場合」とは、当該割当てにより支配株主が異動した場合及び当該割当てにより交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合をいいます。

3年以内とは、上場会社が第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した日が属する事業年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日までの期間をいいます。

〔支配株主との取引状況等についての定期報告〕

- ・ 第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した上場会社は、定期的に「支配株主との取引状況等に関する報告書」を提出する必要があります（原則として1年に1回）。詳細は、「[第三者割当に関する名証への提出書類について](#)」を参照してください。

〔支配株主との取引状況等の照会に対する報告〕

- ・ 第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した上場会社は、支配株主との取引状況等に関し名証が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することが義務づけられています。

名証では、「支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると名証が認めるとき」に該当するかどうかの審査は、上記支配株主との取引についての定期報告及び支配株主との取引状況等の照会に対する報告の内容に基づき、支配株主との間における取引行為の正当性や取引条件の合理性などについて確認することにより行うこととしています。

（3）第三者割当に係る適時開示

上場会社が第三者割当を行う場合は、以下の事項についても適時開示を行うことが義務づけられています。

- a．割当てを受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した内容
- b．払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

（名証が必要と認める場合は、払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等を含む。）。

c．企業行動規範上の手続きを要する場合にはその内容（手続きを要しない場合にはその理由）

d．その他第三者割当について名証が投資判断上重要と認める事項

【適時開示等規則第2条本文、同取扱い1（3）】

詳細は、「 ．第三者割当への対応に伴う適時開示実務上の取扱いの見直しについて」を参照してください。

2．その他注意事項

（1）事前相談の必要性

事前相談は、原則として、開示予定の資料をあらかじめ提示したうえで行うこととしています。上場会社が第三者割当の決定を行う場合には、開示資料（案）をあらかじめ用意のうえ、公表予定日の遅くとも10日前までに、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください。ただし、前例のないスキームを検討されている場合や遵守事項などの関係で懸念事項がある場合などには、さらに十分な時間的余裕を持って事前相談を行うようにしてください。

（2）不適當合併等に係る上場廃止審査

非上場会社を主たる割当て先とする第三者割当等については、株券上場廃止基準に基づく不適當合併等に係る上場廃止審査の対象となる場合があります。詳細は、会社情報適時開示ガイドブック「別添2 不適當合併等・買収防衛策・MSCB等の発行に関する留意事項 上場会社に対する自主規制の概要 【不適當合併に係る上場廃止審査の概要】」を参照してください。

（3）名証への提出書類

上場会社が第三者割当を行う場合は、割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書、譲渡報告に関する確約書の写し、業務提携・第三者割当増資等概要書など名証に対して所定の書類を名証に対して提出することが義務づけられています。詳細は、「 ．第三者割当に関する名証への提出書類について」を参照してください。

・ 第三者割当への対応に伴う適時開示実務上の取扱いの見直しについて

- 発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出しに係る適時開示実務上の取扱い

(1) 適時開示等規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定（上場外国会社である場合に限る。）によるものを含む。）」若しくは「会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）」又は「株式若しくは新株予約権の売出し」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。なお、当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合は、「開示事項の中止」として開示することが義務づけられています。

- a．払込金額又は売出価額の総額（新株予約権については、当該新株予約権の払込金額又は売出価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の総額）が1億円以上
- b．株主割当てによる場合
- c．買収防衛策の導入又は発動に伴う場合

【適時開示等規則第2条第1号a、同施行規則1（1）a】

上場会社が第三者割当を行う場合は、以下の事項を記載することが義務づけられています。

- a．割当てを受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した内容
- b．払込価額の算定根拠及びその具体的な内容
（名証が必要と認める場合は、払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等を含む。）。
- c．企業行動規範上の手続きを要する場合にはその内容（手続きを要しない場合にはその理由）
- d．その他第三者割当について名証が投資判断上重要と認める事項

【適時開示等規則第2条、同取扱い1（3）】

また、開示した後に、開示した内容について、変更すべき事情が生じた場合は当該変更の内容を「開示事項の変更」として、訂正すべき事情が生じた場合は当該訂正の内容を「適時開示資料の訂正」として、開示することが義務づけられています。

【適時開示等規則第16条第1項】

（注1）上記開示基準に該当しない場合であっても、希薄化率が25%以上となるとき、支配

株主の異動を伴うときは、開示することが必要となります。

(注2) 本項目の用語の定義は以下のとおりです。

「第三者割当」とは、募集株式等の割当ての方法のうち、公募（一般募集による新株予約権の発行を含む。）又は株主割当て以外の方法をいう。

【適時開示等規則第2条】

「募集株式等」とは、会社法第199条第1項に規定する募集株式及び同法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいう。

【適時開示等規則第2条】

「希薄化率」の算出方法については、前述の〔希薄化率の算出方法〕を参照してください。

本項目の事象による影響を踏まえると、当期業績予想に一定程度以上の変動が見込まれる場合には、別途「業績予想の修正」の開示も必要となります。

内部者取引規制上の重要事実及び臨時報告書の提出要件とは対象範囲が異なる場合があります。

〔開示に関する注意事項〕

事前相談について

本項目については、次のいずれかに該当する場合には、公表予定日の遅くとも10日前までに（二．は公表予定日の3週間程度前までに）、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください。なお、事前相談の際には、開示資料（案）を提出してください（説明の便宜のため必要がある場合は、スキームの概要・特徴点、あるいは、発行条件の合理性に関する上場会社としての考え方などの説明を記載した書面を用意してください。）。

イ．第三者割当による株式、新株予約権、新株予約権付社債の発行に係る募集の場合

ロ．第三者割当による自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集の場合

ハ．MSCB等の発行に係る募集の場合

ニ．買収防衛策の導入・発動に伴う株式、新株予約権の発行に係る募集の場合

ホ．その他開示上特に考慮を要する事情があると判断される場合（不明な場合は名証までお問合せください。）

なお、開示資料に十分な記載が行われない場合には、必要に応じて適時開示等規則に基づき追加開示を求めることがありますので、十分に留意してください。

「発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し」と併せて他の項目（例えば、「業務上の提携又は業務上の提携の解消」、「ストック・オプションの付与」等）に該当する場合があります。詳細は、当該他の項目に係る取扱い等を参照してください。

開示した後に、「開示事項の変更」として、開示することが義務づけられている事例としては、株式を引き受ける者の募集に際して、失権株が生じたことにより、募集新株式数が増減となった場合等が含まれます。

株主総会に係る基準日後に募集株式を取得する者に対し当該株主総会に係る議決権を付与する場合は、その内容及び理由を記載してください。

公募、売出しに際してグリーンシュール・オプションが付された場合には、買取引受による売出し分とオーバー・アロットメント分のそれぞれの内容（売出人、数量、売出方法等）、オプションの内容（付与先、数量、行使期限）及びシンジケートカバー取引の内容（当該取引を行う場合がある旨、期間、買付予定市場）等の適切な開示が望まれます。

上場株式とは異なる種類の株式を発行する場合には、当該種類株式の発行が、上場株式に与える影響及び上場株式の株主の権利等に照らして妥当と考える理由についても適切に開示を行うことが必要となります。

〔その他の注意事項〕

「発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し」を行う場合には、開示とは別に名証に対して所定の書類を提出することが義務づけられています。詳細は、会社情報適時開示ガイドブック「別添（１）名古屋証券取引所への提出書類一覧」を参照してください。

上場会社が第三者割当を行う場合は、割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書、譲渡報告に関する確約書の写し、業務提携・第三者割当増資等概要書その他所定の書類を名証に対して提出することが義務づけられています。詳細は、「第三者割当に関する名証への提出書類について」を参照してください。

〔留意事項〕

既存株主の権利を著しく侵害し市場の信頼性に重大な影響を及ぼす第三者割当を未然に防止するために300%を超える希薄化を伴う第三者割当などを上場廃止の審査の対象とするほか、希薄化率が25%以上となるときや、支配株主が異動することになるところにおいては、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手や、当該割当てに係る株主総会の決議などの株主の意思確認などの手続きを求めることとする企業行動規範を設けるなど、第三者割当について上場制度上の対応を講じています。

詳細は、別添1「企業行動規範の概要について」を参照してください。

（２）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。なお、最初の開示時点において開示できない開示事項については、開示が可能となり次第「開示事項の経過」として速やかに追加開示を行ってください。

公募による株式発行に係る募集の場合（自己株式処分に係る募集を含む。）

- a．発行新株式数
- b．発行価額
- c．発行価額の総額
- d．資本組入額

- e．募集方法
- f．申込期間
- g．払込期日
- h．資金使途、株主への利益配分等
- i．ブックビルディングの日程等（ブックビルディング方式で行う場合）
- j．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

自己株式処分に係る募集の場合

上記の開示事項に準じるほか、以下の事項を記載する。

- a．自己株式処分に係る募集である旨
- b．処分後の自己株式の数

株主割当による株式発行に係る募集の場合

- a．発行新株式数
- b．割当方法
- c．発行価額
- d．発行価額の総額
- e．資本組入額
- f．申込期間
- g．払込期日
- h．資金使途、株主への利益配分等
- i．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

発行日決済取引等による上場を行う場合がありますので、日程等について事前に連絡してください。

公募又は株主割当による新株予約権発行に係る募集の場合（自己新株予約権処分に係る募集を含む。）

- a．新株予約権の名称及び数
- b．発行の理由
- c．目的となる株式の種類及び数
- d．発行価額（無償の場合はその旨）及びその算定根拠
- e．割当日
- f．払込期日を定める場合には当該期日
- g．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株あたりの金額（行使価額）並びにその算定根拠
- h．行使請求期間
- i．行使の条件
- j．組織再編時の取扱い
- k．取得事由・その対価・消却の条件等（取得条項付新株予約権である場合）
- l．資本組入額（行使によって株式を発行する場合）
- m．行使請求受付場所及び払込取扱金融機関
- n．譲渡制限及び新株予約権証券の発行に関する事項

- o . 募集方法
- p . 資金使途
- q . その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

自己新株予約権処分に係る募集の場合

上記の開示事項に準じるほか、以下の事項を記載する。

- a . 自己新株予約権処分に係る募集である旨
- b . 処分後の自己新株予約権の数

公募による新株予約権付社債発行に係る募集の場合

- a . 社債の名称
- b . 発行の理由
- c . 社債の発行価額
- d . 新株予約権の発行価額（無償の場合はその旨）及びその算定根拠
- e . 割当日
- f . 払込期日を定める場合には当該期日
- g . 新株予約権の内容
 - （a）新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - （b）新株予約権の総数
 - （c）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額又は転換価額）並びにその算定根拠
 - （d）行使請求期間
 - （e）行使の条件
 - （f）組織再編時の取扱い
 - （g）取得事由・その対価・消却の条件等（取得条項付新株予約権である場合）
 - （h）代用払込みに関する事項
 - （i）資本組入額（行使によって株式を発行する場合）
 - （j）行使請求受付場所
- h . 社債の内容
 - （a）社債の総額
 - （b）各社債券の金額
 - （c）社債の利率
 - （d）社債の償還方法及び償還期限
 - （e）利息の支払方法及び利払期日
 - （f）固定為替レート（海外募集の場合）
 - （g）担保の有無及び内容
 - （h）財務上の特約
 - （i）取得格付
 - （j）社債管理者
 - （k）募集等の日程（募集方法、募集開始日、申込期間、引受会社）
 - （l）資金使途等
- i . その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

株式又は新株予約権の売出しの場合

- a．名称
- b．売出数
- c．売出価格
- d．売出価額の総額
- e．売出人
- f．売出方法（地域）
- g．申込期間
- h．受渡期日
- i．申込証拠金
- j．売出価格の決定方法
- k．売出しの目的
- l．申込単位
- m．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

上場会社の業務執行を決定する機関による決定を伴わない有価証券の売出しについては、売出人から通知を受けた時点で速やかに開示してください。

第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債発行に係る募集の場合

第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債発行に係る募集を行うことについての決定をした場合は、以下の所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

なお、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください（時期等については、「（１）〔開示に関する注意事項〕 事前相談について」参照）。

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	・ 第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債発行に係る募集であることが判別できる表題とする。
1．募集の概要	・ 募集の概要として下記事項を記載する。 〔株式発行に係る募集の場合〕 （１）発行期日 （２）発行新株式数 （３）発行価額 （４）調達資金の額 （５）募集又は割当て方法（割当て先含む。） （６）その他 〔新株予約権発行に係る募集の場合〕 （１）発行期日 （２）発行新株予約権数 （３）発行価額 （４）当該発行による潜在株式数 （５）調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額） （６）行使価額 （７）募集又は割当て方法（割当て先含む。） （８）その他 〔新株予約権付社債発行に係る募集の場合〕 （１）発行期日 （２）新株予約権の総数

開示事項	開示・記載上の注意
	(3) 社債及び新株予約権の発行価額 (4) 当該発行による潜在株式数 (5) 資金調達額 (6) 行使価額又は転換価額 (7) 募集又は割当て方法(割当て先含む。) (8) その他
2. 募集の目的及び理由	- 募集の目的及び理由について、わかりやすく具体的に記載する。 - 特に、第三者割当による資金調達を選択することとした理由について、わかりやすく具体的に記載する。 具体的には、次の観点により記載するよう留意する。 - 自己資本を拡充していくにあたっての方針との整合性 - 株式の希薄化による株主に対する影響 - 既存株主にとってのメリット及びデメリット(第三者割当以外の方法(公募等)による資金調達方法との比較を含む。)
3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期	- 調達する資金の額(差引手取概算額)、具体的な使途及び支出予定時期について説明する。 新株予約権の場合、権利行使されない(調達額が変動する)可能性も踏まえて記載する。 - 併せて、実質的な資金の入手スケジュール及び実質的な調達額(払込後これらが変更するリスクがある場合には当該リスクを含む。)、調達資金の支出実行までの管理方法についてもわかりやすく具体的に記載する。 資金使途又は支出予定時期が未定の場合には、開示が可能となり次第、追加開示が必要となります。また、後日、資金使途及び支出時期について、変更が生じた場合には、「開示事項の変更」として開示が必要となります。 資金使途がM&A(企業買収、資本提携等をいう。)である場合には、M&Aの実施に伴う将来の事業構想(M&Aを予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示)、資金充当の期限及びM&Aに資金が充当されなかった場合の代替使途(具体的な内容及び金額の表示)を記載する。
4. 資金使途の合理性に関する考え方	資金使途の合理性に関する考え方を記載する。 調達する資金が有効に活用され、結果として、将来的な収益の向上、あるいは借入金の返済などを通じたバランスシートの改善に繋がることが見込まれるなど、既存株主にとっても合理性があることが望まれます。 既存株主の立場から言えば、株式の希薄化を補うだけの1株あたりの利益の向上が図られるものであることが望まれます。
5. 発行条件等の合理性	
(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容	- 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容について、わかりやすく記載する。 払込金額の算定において採用した株価及びディスカウント率について、それぞれを採用するに至った考え及び理由をわかりやすく具体的に記載する。 - 払込金額が割当て先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等をわかりやすく具体的に記載する。ただし、株主総会において有利発行の特別決議を経る場合、及び、決議の直前日の価額、決議日から1か月、3か月、6か月の平均の価額からのディスカウント率を勘案して、有利発行に該当しないことが明らかな場合(上場株の場合に限る。)は、不要とします。(必要な記載がない場合は、適時開示義務違反となりますので、十分に留意してください。) - 払込金額等の発行条件を決定するにあたり、日本証券業協会「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」(平成4年6月12日制定)を参考に時価の90%相当額を下回らないように設定しさえすれば足りると考えていると見受けられる事例もありますが、本来、割当て先が経済的利益を享受できる可能性、発行体の信用リスク、社債の利率を含む発行条件、割当て先が負う価格下落リスク、株式の消化可能性その他の様々な観点から十分な検討を行い、総合的に判断することが望まれます。
(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠	発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠について、考慮した主な要素を含めて、わかりやすく具体的に記載する。 発行される株券等が、急激な株価下落を引き起こさずに円滑に市場で売却できる

開示事項	開示・記載上の注意
	だけの十分な流動性を有しているとともに、株式の希薄化の規模が、調達する資金の使途、調達額をはじめ、発行会社の時価総額等を総合的に勘案し、既存株主に対して合理的な説明が行えるものであることが求められます。 発行される株式数の発行済株式数に占める割合が高い場合は、株式の希薄化及び流通市場への影響について配慮が求められます。
6. 割当て先の選定理由等	複数ある場合は、募集数量を記載したうえで複数記載する。
(1) 割当て先の概要	- 割当て先の概要について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社（上場会社の支配株主等を含む。）と割当て先（割当て先の支配株主等を含む。）の関係（*1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（*2）を記載する。 （*1）上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。その他特筆すべき関係がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 - 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 - 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員若しくは従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 - 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 - 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者（1）に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（2）。 （1）関連当事者とは、連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第8条第17項に定める関連当事者をいう。 （2）関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。 （*2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金 （ ）連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、上場会社と当該会社の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。また、連結指標等がない場合であって、かつ、重要な子会社等がある場合には、重要な子会社等の指標を欄外に記載する。 割当て先が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係・その他特筆すべき関係）を記載する。 割当て先がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金））、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況・その他特筆すべき関係）、上場会社と業務執行組員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係・その他特筆すべき関係）可能な範囲で記載する。 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。 - 割当て先が反社会的勢力と関係がないことを確認している旨を記載する。
(2) 割当て先を選定した理由	- 割当て先を選定するに至った経緯を含め、割当て先を選定した理由について、わかりやすく具体的に記載する。 - 証券会社による買受け又はあっせんである場合には、その旨及びその証券会社の名称を記載する。
(3) 割当て先の保有方針	- 割当て先の保有方針をわかりやすく具体的に記載する。 - 適時開示等規則の定めに基づき、募集株式の割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の譲渡時における名証への報告並びに当該報告内容の公衆縦覧等の事項について確約する予定がある旨を記載する。 上場会社が、第三者割当その他50名に満たない者を相手方とする株式の募集を

開示事項	開示・記載上の注意
	行う場合には、名証の適時開示等規則の定めに基づき、募集株式の割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の譲渡時における名証への報告並びに当該報告内容の公衆縦覧等の事項について確約することなどが義務づけられています。
(4) 割当て先の払込みに要する財産の存在について確認した内容	・ 割当て先の払込みに要する財産の存在について確認した内容を記載する。 ・ 特に、割当て先が過去において失権を起こしている場合や、割当て先の売上高・総資産・純資産等の規模に照らし、当該第三者割当の払込みに要する金額を有している又は調達し得ることが合理的に推認されない場合には、十分に確認を行い、確認方法及び確認結果についてより具体的に記載することが求められます。
7. 募集後の大株主及び持株比率	・ 募集後の大株主及び持株比率の見込みを記載する。なお、長期保有が見込まれない場合は、募集後の欄を削除する。 ・ 今回の募集分について長期保有を約している場合には、今回の潜在株式数を反映して記載する。
8. 今後の見通し	・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。 ・ 本項目の事象による当期業績への影響額と他の事象による当期業績への影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合には、その内容を含めて記載する。 ・ 当期以降の業績に与える影響の見込額が判明していない場合も、少なくとも影響の規模・程度がわかるように記載する。 ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
・ 企業行動規範上の手続き	・ 企業行動規範上の独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認を要する場合には、以下の事項を記載する。 a. 経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手を行う場合には、当該意見の内容及び当該意見の入手した日 b. 当該割当てに係る株主総会の決議などの株主の意思確認を行う場合には、当該意思確認手続きの内容及び当該意思確認手続きの実施予定日 ・ これらの手続きを要しない場合には、その旨及び以下の事項を記載する。 ・ 当該第三者割当の希薄化率が25%未満である旨 ・ 当該第三者割当により支配株主の異動（新株予約権の転換・行使による異動を含む。）が見込まれない旨
・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項	
・ 支配株主との取引等に関する事項〔本行為が支配株主との取引等である場合〕	・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。 ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」との適合状況を記載する。
9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況	・ 最近3年間の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、1株当たり純資産を記載する。 ・ また、最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況等について、方法、時期、調達した資金の額（差引手取概算額）、募集時の発行済株式数、募集時の潜在株式数、行使状況、現時点の潜在株式数、当初の資金の使途、当初の支出予定時期及び現時点における資金の充当状況（当初の資金の使途と異なる場合は、その経緯及び理由について簡潔に記載する。）を記載する。 ・ 自己株式の処分に係る募集又は自己新株予約権の処分に係る募集も含めて記載する。 ・ 最近の3決算期末における株価及び直近3か月の株価の推移も記載する。
10. 発行要項	・ 有価証券届出書記載事項のうち、当該募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債のスキームを理解・判断するために必要な事項を記載する。

原則として連結ベース（連結財務諸表非作成会社は単体ベース）で記載する。

- ・ ただし、単体ベースで記載することが望ましいものは、単体ベースで記載する。
- ・ 記載した数値について連結・単体の別を明記する。

第三者割当による自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集の場合

第三者割当による自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を行うことについての決

定をした場合は、以下の所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資
者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限
らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

なお、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください（時期等については、「（１）
〔開示に関する注意事項〕 事前相談について」参照）。

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	・ 第三者割当による自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集であることが判別できる表題とする。
１．処分の概要	・ 処分の概要として下記事項を記載する。 〔自己株式処分に係る募集の場合〕 （１）処分期日 （２）処分株式数 （３）処分価額 （４）資金調達の額 （５）募集又は処分方法（処分先含む。） （６）その他処分自己株式に関して投資判断上重要又は必要な事項 〔自己新株予約権処分に係る募集の場合〕 （１）処分期日 （２）処分新株予約権数 （３）処分価額 （４）当該処分による潜在株式数 （５）資金調達の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額） （６）行使価額 （７）募集又は処分方法（処分先含む。） （８）その他処分自己新株予約権に関して投資判断上重要又は必要な事項
２．処分の目的及び理由	・ 処分の目的及び理由について、わかりやすく具体的に記載する。
３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期	・ 調達する資金の額（差引手取概算額）、具体的な使途及び支出予定時期について説明する。 自己新株予約権の場合、権利行使されない（調達額が変動する）可能性も踏まえて記載する。 ・ 併せて、実質的な資金の入手スケジュール及び実質的な調達額（払込後これらが変更するリスクがある場合には当該リスクを含む。）、調達資金の支出実行までの管理方法についてもわかりやすく具体的に記載する。 資金使途又は支出予定時期が未定の場合には、開示が可能となり次第、追加開示が必要となります。また、後日、資金使途及び支出時期について、変更が生じた場合には、「開示事項の変更」として開示が必要となります。 資金使途がM & A（企業買収、資本提携等をいう。）である場合には、M & Aの実施に伴う将来の事業構想（M & Aを予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示）、資金充当の期限及びM & Aに資金が充当されなかった場合の代替使途（具体的な内容及び金額の表示）を記載する。
４．資金使途の合理性に関する考え方	・ 調達する資金使途の合理性に関する考え方を記載する。 調達する資金が有効に活用され、結果として、将来的な収益の向上、あるいは借入金の返済などを通じたバランスシートの改善に繋がることが見込まれるなど、既存株主にとっても合理性があることが望まれます。 既存株主の立場から言えば、株式の希薄化を補うだけの１株あたりの利益の向上が図られるものであることが望まれます。
５．処分条件等の合理性	
（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容	・ 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容について、わかりやすく記載する。 払込金額の算定において採用した株価及びディスカウント率について、そ

開示事項	開示・記載上の注意
	れぞれを採用するに至った考え及び理由をわかりやすく具体的に記載する。 ・ 払込金額が処分先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等をわかりやすく具体的に記載するただし、株主総会において有利発行の特別決議を経る場合、及び、決議の直前日の価額、決議日から1か月、3か月、6か月の平均の価額からのディスカウント率を勘案して、有利発行に該当しないことが明らかな場合（上場株の場合に限る。）は、不要とします。（必要な記載がない場合は、適時開示義務違反となりますので、十分に留意してください。） 払込金額等の処分条件を決定するにあたり、日本証券業協会「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」（平成4年6月12日制定）を参考に時価の90%相当額を下回らないように設定しさえすれば足りると考えていると見受けられる事例もありますが、本来、処分先が経済的利益を享受できる可能性、発行体の信用リスク、社債の利率を含む処分条件、処分先が負う価格下落リスク、株式の消化可能性その他の様々な観点から十分な検討を行い、総合的に判断することが望まれます。
(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠	・ 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠について、考慮した主な要素を含めて、わかりやすく具体的に記載する。 処分される株券等が、急激な株価下落を引き起こさずに円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しているとともに、株式の希薄化の規模が、調達する資金の使途、調達額をはじめ、発行会社の時価総額等を総合的に勘案し、既存株主に対して合理的な説明が行えるものであることが求められます。 処分される株式数の発行済株式数に占める割合が高い場合は、株式の希薄化及び流通市場への影響について配慮が求められます。
6. 処分先の選定理由等	複数ある場合は、処分数量を記載したうえで複数記載してください。
(1) 処分先の概要	・ 処分先の概要について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社（上場会社の支配株主等を含む。）と処分先（割当て先の支配株主等を含む。）の関係（*1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（*2）を記載する。 （*1）上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。その他特筆すべき関係がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員若しくは従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者（1）に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（2）。 （1）関連当事者とは、連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第8条第17項に定める関連当事者をいう。 （2）関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。 （*2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金（ ）連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、上場会社と当該会社の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。また、連結指標等がない場合であって、かつ、重要な子会社等がある場合には、重要な子会社等の指標を欄外に記載する。 処分先が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人との関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係・その他特筆すべき関係）を記載する。 処分先がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合に

開示事項	開示・記載上の注意
	は、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況・その他特筆すべき関係）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係・その他特筆すべき関係）可能な範囲でを記載する。 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。 処分先が反社会的勢力と関係がないことを確認している旨を記載する。
（２）処分先を選定した理由	・ 処分先を選定するに至った経緯を含め、処分先を選定した理由について、わかりやすく具体的に記載する。 ・ 証券会社による買受け又はあっせんである場合には、その旨及びその証券会社の名称を記載する。
（３）処分先の保有方針	・ 処分先の保有方針をわかりやすく具体的に記載する。
（４）処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容	・ 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容を記載する。 ・ 特に、処分先が過去において失権を起こしている場合や、処分先の売上高・総資産・純資産等の規模に照らし、当該第三者割当の払込みに要する金額を有している又は調達しうることが合理的に推認されない場合には、十分な確認が求められ、確認方法及び確認結果について、より具体的な記載が求められます。
７．募集後の大株主及び持株比率	・ 募集後の大株主及び持株比率の見込みを記載する。なお、長期保有が見込まれない場合は、募集後の欄を削除する。 ・ 今回の処分分について長期保有を約している場合には、今回の潜在株式数を反映して記載する。
８．今後の見通し	・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。 ・ 本項目の事象による当期業績への影響額と他の事象による当期業績への影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合には、その内容を含めて記載する。 ・ 当期以降の業績に与える影響の見込額が判明していない場合も、少なくとも影響の規模・程度がわかるように記載する。 ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
・ 企業行動規範上の手続き	・ 企業行動規範上の独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認を要する場合には、以下の事項を記載する。これらの手続きを要しない場合にはその理由を記載する。 a．経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手を行う場合には、当該意見の内容及び当該意見を入手した日 b．当該割当てに係る株主総会の決議などの株主の意思確認を行う場合には、当該意思確認手続きの内容及び当該意思確認手続きの実施予定日 ・ 手続きを要しない場合には、以下の事項を記載する。 ・ 当該第三者割当の希薄化率が25%未満である旨 ・ 当該第三者割当により支配株主の異動（新株予約権の転換・行使による異動を含む。）が見込まれない旨
・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項	
・ 支配株主との取引等に関する事項〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合〕	・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。 ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」との適合状況を記載する。
９．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況	・ 最近３年間の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、１株当たり当期純利益、１株当たり配当金、１株当たり純資産を記載する。 ・ また、最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況等について、方法、時期、調達した資金の額（差引手取概算額）、募集時の発行済株式数、募集時の潜在株式数、行使状況、現時点の潜在株式数、当初の資金の使途、当初の支出予定時期及び

開示事項	開示・記載上の注意
	現時点における資金の充当状況（当初の資金の使途と異なる場合は、その経緯及び理由について簡潔に記載する。）に記載する。 自己株式の処分に係る募集又は自己新株予約権の処分に係る募集も含めて記載する。 ・ 最近の3決算期末における株価及び直近3か月の株価の推移も記載する。
10. 処分要項	・ 有価証券届出書記載事項のうち、当該募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債のスキームを理解・判断するために必要な事項を記載する。

原則として連結ベース（連結財務諸表非作成会社は単体ベース）で記載する。

- ・ ただし、単体ベースで記載することが望ましいものは、単体ベースで記載する。
- ・ 記載した数値について連結・単体の別を明記する。

特例1～特例2 （省略）

・第三者割当に関する名証への提出書類について

上場会社が第三者割当を行う場合は、適時開示等規則で定めるところにより、割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書、譲渡報告に関する確約書の写し、業務提携・第三者割当増資等概要書その他所定の書類を名証に対して提出することが義務づけられています。

【適時開示等規則の取扱い11(1)関係】

なお、上場会社が、適時開示等規則に基づく書類の提出等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、上場会社に対して書類の提出等に係る改善報告書の提出を求めることがありますので、十分に留意してください。

【適時開示等規則第50条関係】

主な変更箇所には下線を付しています。

1. 第三者割当を行う場合の提出書類一覧

以下に掲げる表は、上場会社が第三者割当を行う場合において、適時開示等規則や金融商品取引法の定めに基づき上場会社が名証に提出すべき書類を一覧でまとめたものです。

〔凡例〕

規.....有価証券上場規程

開.....適時開示等規則

取.....適時開示等規則の取扱い

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	取11(1)a	
(2) 新株式発行日程表	確定後直ちに	"	
(3) 目論見書(訂正事項分を含む) E D I N E Tで有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	"	
(4) 有価証券届出効力発生通知書写し(訂正効力発生通知書写しを含む) 届出書の提出を要しない場合は(6)を提出する。	受領後直ちに	"	
(5) 有価証券上場申請書	払込期日の 3週間前	規9条	上場会社通信 提出 又は書面
(6) 有価証券通知書写し(変更通知書写しを含む。) 有価証券届出書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等に 提出後遅滞なく	取11(1)a	P D F 提出可
(7) 安定操作取引関係者リスト写し 割当て先が50名以上の場合のみ。 その他必要な場合は、「安定操作取引委託者通知書」及び「元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書」を提出する。	安定操作取引可能期間の初日の 前日まで(令第 22条第2項から第4項)	"	
(8) 発行新株式数確定通知書 失権株発生時の場合のみ。	確定後直ちに	規9条	開示資料で代用 可
(9) 譲渡報告に関する確約書写し(代表者の原本証明付)	株式の割当て後直 ち	取12(1)b	
(10) 株式の譲渡に関する報告書	第三者からの報告	取12(2)	

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
	後直ちに		
(11) 割当て先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書	作成後直ちに	取11(1)a(g)	P D F 提出可
(12) 業務提携、第三者割当増資等概要書 開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。	決議後 速やかに	開 2 0 条	P D F 提出可
(13) 支配株主との取引状況等に関する報告書	事業年度の末日 から 1 年を 経過すること (3 年以内)	株券上場廃止基 準 2 条 (9) の 2 同取扱い 1 (9) c	P D F 提出可

- 1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。
- 2 (5) について、発行新株式数が未確定の場合は書面で提出してください。
- 3 (11) (12) (13) について、P D F で提出する場合は上場会社通信「届出書類」の「その他届出書類」から登録してください。上場会社通信 で提出する場合は、社印及び代表者印は不要です。
- 4 委員会設置会社である上場会社は、適宜読み替えてください。
- 5 提出方法について
 - ・ 「開示資料で代用可」とは、適時開示等規則に基づき T D n e t (Timely Disclosure network : 適時開示情報伝達システム) により開示した資料において名証が定める所定の内容が記載されている場合には、当該開示資料の開示により当該書類の提出に代えることが認められることをいいます。
 - ・ 「上場会社通信 提出」とは、上場会社と名証との間で電子的に情報を授受する広域ネットワーク (WAN) である「上場会社通信」により当該書類を提出することをいいます。備考欄に「上場会社通信 提出」と注記されている書類については、「上場会社通信」により提出してください。
 - ・ 「P D F 提出可」とは、書面に代えて P D F での提出が可能であることをいいます。P D F で提出する場合は、原則として上場会社通信「届出書類」の「その他届出書類」から登録してください (書面による提出も可能です) 。また、上場会社通信 で提出する場合は、代表者の原本証明は不要です。

2 . 第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告

上場会社が、第三者割当による募集株式の割当てを行う場合には、適時開示等規則の定めに基づき、募集株式の割当てを受けた者との間で、書面により、以下の事項について確約することなどが義務づけられています。

- ・ 割当てを受けた者は、割当てを受けた日から起算して 2 年間に於いて、割当てを受けた株式 (以下この条において「割当て株式」という。) の譲渡を行った場合には、直ちに上場会社に書面によりその内容を報告すること。
- ・ 上場会社は、割当てを受けた者が前号に掲げる期間において割当て株式の譲渡を行った場合には、直ちにその内容を名証に報告すること。
- ・ 割当てを受けた者は、この項に規定する確約のための書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当て株式の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。
- ・ その他名証が必要と認める事項

【適時開示等規則第 2 1 条、同取扱い 1 2 】

確約書等について、参考様式を参考のうえで作成し、名証まで提出してください。

3 . 第三者割当の割当て先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書

上場会社が第三者割当を行う場合は、「割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を当該第三者割当の決議又は決定までに提出することが義務づけられています。

なお、割当て先のすべてが名証の上場会社又は取引参加者である場合は、確認書の提出は不要となります。

【適時開示等規則第20条第1項、同取扱い11(1) a (g) 関係】

また、本確認書の提出にあたっては、割当て先の属性を示す書面を添付して提出してください。

本確認書は、第三者割当の発行決議日の前営業日までに名証に提出するようにしてください。

やむを得ない理由により発行決議日までに提出することが困難である場合は、名証までご相談ください。

〔参考〕反社会的勢力の排除について

上場会社は、その経営が反社会的勢力の関与を受けているものとして、以下の関係を有することが禁止されています。

- ・ 次に掲げる者のいずれかが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下この項において「暴力団等反社会的勢力」という。）である関係
 - a．上場会社
 - b．上場会社の親会社等
 - c．上場会社の子会社
 - d．上場会社の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）をいう。）
- ・ 上記のほか暴力団等反社会的勢力が上場会社の経営に関与している関係

【適時開示等規則第40条、同取扱い19】

上場会社が、上記の関係を有している事実が判明した場合において、その実態が名証の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと名証が認めるときには、その上場を廃止することとしています。

【株券上場廃止基準第2条第1項第19号、
同取扱い1(16) 関係】

4．支配株主との取引状況等に関する報告

名証では、第三者割当により支配株主が異動した場合において、その後3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損され、株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと認められるときは、その上場を廃止することとしており、この支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると認めるときに該当するかどうかの審査を「支配株主との取引状況等に関する報告」の内容に基づき行うこととしています。

株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2に定める第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した上場会社は、原則として、該当した日が属する事業年度の末日を経過した後及び当該末日の翌日から起算して1年を経過するごとに（3年以内に限る。）、各事業年度における支配株主（当該割当てにより交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合における募集株式等の割当てを受けた者及び当該募集株式等の譲渡が行われた場合における当該募集株式等の譲渡を行った者を含む。以下本項目この項において同じ。）との取引状況等について記載した書面を速やかに提出することが義務づけられています。当該書面については、事業年度末日から1年を経過するごとに、各々の事業年度末日から3か月以内に名証に提出してください。

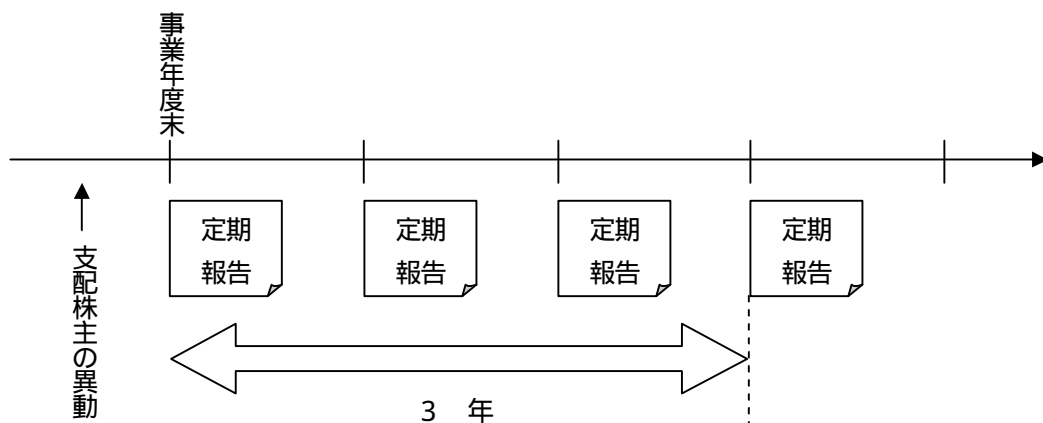
【株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2、同取扱い1（9）c】

また、第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した上場会社は、支配株主との取引状況等に関し名証が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することが義務づけられます。

【株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2、同取扱い1（9）d】

なお、報告対象期間に、支配株主（「親会社」、「主要株主で、当該主要株主が自己の計算において有している議決権と、適時開示等規則第2条第2号gに掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めているもの（親会社を除く。）」）に該当する者（募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合における当該募集株式等を保有する者に限る。）の異動があった場合には、その内容を記載した「支配株主との取引状況等に関する報告書【別添】」を提出してください。

< 定期報告のイメージ図 >



5. 第三者割当を行う場合に提出する概要書

名証の株券上場廃止基準では、いわゆる裏口上場の防止を目的として、上場会社が吸収合併等を行った結果、上場会社が実質的な存続会社でないと認められ、かつ、一定期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合しない場合には上場廃止となることが定められています。この不適当合併等に係る上場廃止審査のため、上場会社は、合併等の組織再編行為などのほか、第三者割当（＊１）を行う場合（＊２）（＊３）は、適時開示等規則の定めに基づき、名証まで所定の「業務提携、第三者割当増資等概要書」を提出することが義務づけられています。

【適時開示等規則第20条第2項】

- （＊１）上場会社への割当て、非上場会社への割当てとともに含む。
- （＊２）自己株式の処分を含む。
- （＊３）適時開示等規則の取扱い1（１）aに規定する軽微基準に該当する場合（適時開示が任意の場合）は、概要書の提出が不要。

なお、この概要書は、裏口上場の防止を目的とした不適当な合併等の上場廃止基準における上場会社としての実質的存続性の審査及び合併等における相手会社等の情報の公衆縦覧のために提出していただく書類であり、不実記載、不提出、提出遅延などの場合には、適時開示等規則違反となり得ますので、十分に留意してください。

不適当合併等に係る上場廃止審査の概要は、会社情報適時開示ガイドブック「別添2項番1【不適当合併等に係る上場廃止審査の概要】」を参照してください。

以上

(開示様式例) 第三者割当により発行される株式 / 新株予約権 / 新株予約権付社債 / 転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ

この開示様式例は実務上の便宜のため参考として掲載しているものです。

開示資料の作成にあたっては、「開示事項及び開示・記載上の注意」を必ずご参照ください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

会 社 名 〇〇〇〇株式会社
代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇
 (コード: 〇〇〇〇、名証第〇部)
問合せ先 取締役広報・IR部長 〇〇 〇〇
 (TEL . 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇)

第三者割当により発行される株式 / 新株予約権 / 新株予約権付社債 / 転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ

当社は、平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される株式 / 新株予約権 / 新株予約権付社債 / 転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

【株式発行に係る募集の場合】

(1) 発行期日	
(2) 発行新株式数	
(3) 発行価額	
(4) 調達資金の額	
(5) 募集又は割当て方法 (割当て先)	
(6) その他	

【新株予約権発行に係る募集の場合】

(1) 発行期日	
(2) 新株予約権の総数	
(3) 発行価額	
(4) 当該発行による 潜在株式数	
(5) 資金調達の額	
(6) 行使価額	
(7) 募集又は割当て方法 (割当て先)	
(8) その他	

【新株予約権付社債発行に係る募集の場合】

(1) 発行期日	
(2) 新株予約権の総数	
(3) 社債及び新株予約権の 発行価額	

(4) 当該発行による 潜在株式数	
(5) 資金調達の額	
(6) 行使価額 (又は転換価額)	
(7) 募集又は割当て方法 (割当て先)	
(8) その他	

2．募集の目的及び理由

3．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

***, ***, ***, ***円

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金 額 (百万円)	支出予定時期
		平成**年**月 平成**年**月～**月

4．資金使途の合理性に関する考え方

5．発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

払込金額が割当て先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等は、以下のとおりです。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

6. 割当て先の選定理由等

複数ある場合は、割当て数量を記載したうえで複数記載する。

(1) 割当て先の概要

(1) 名称	○○○株式会社		
(2) 所在地	○○県○○市○○ - -		
(3) 代表者の役職・氏名			
(4) 事業内容			
(5) 資本金			
(6) 設立年月日			
(7) 発行済株式数			
(8) 決算期			
(9) 従業員数	(連結)		
(10) 主要取引先			
(11) 主要取引銀行			
(12) 大株主及び持株比率			
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	**年**期	**年**期	**年**期
連結純資産			
連結総資産			
1株当たり連結純資産(円)			
連結売上高			
連結営業利益			
連結経常利益			
連結当期純利益			
1株当たり連結当期純利益(円)			
1株当たり配当金(円)			

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(個人の場合)

(1) 氏名	○○ ○○
(2) 住所	○○県○○市
(3) 上場会社と当該個人の関係	当社と当該個人(その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。)との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社

	と当該個人並びに当該個人の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。	
(ファンドの場合)		
(1) 名称	○○○○ファンド(ケイマン)、エル・ピー	
(2) 所在地	1000 West Bay, Seven Mile Beach, Grand Cayman Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づくLPS (Limited Partnership)	
(4) 組成目的	株式会社グループが、自社の事業である 事業と関連の深い○○○○関連事業に投資を行うため組成されたものです。	
(5) 組成日	平成○○年○○月○○日	
(6) 出資の総額		
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	1. **. **% ○○○○ (株式会社代表取締役です。) 2. **. **% ○○○○株式会社 (株式会社代表取締役○○○氏が個人で全額出資する。) ○関係の事業に投資することを専門とした会社です。) 3. **. **% ○○○○投資事業組合 (株式会社の子会社である□□□株式会社が出資する。) 関係の事業に投資することを目的とした投資ピークルです。)	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	○○○○株式会社
	所在地	○○県○○市○○ - -
	代表者の役職・氏名	
	事業内容	
	資本金	
(9) 国内代理人の概要	名称	○○○○株式会社
	所在地	○○県○○市○○ - -
	代表者の役職・氏名	
	事業内容	
	資本金	
(10) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者(原出資者を含む。)との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と国内代理人との間の関係	当社と当該国内代理人との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該国内代理人並びに当該国内代理人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

なお、割当て先、当該割当て先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しています。

（２）割当て先を選定した理由

（３）割当て先の保有方針

（４）割当て先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

７．募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成**年**月**日現在）		募 集 後	
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%

８．今後の見通し

（その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。）

（企業行動規範上の手続き）

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、希釈化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、名古屋証券取引所の定める適時開示規則第34条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

○ 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

なお、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績（連結）

	平成**年**期	平成**年**期	平成**年**期
連結売上高	百万円	百万円	百万円
連結営業利益	百万円	百万円	百万円
連結経常利益	百万円	百万円	百万円
連結当期純利益	百万円	百万円	百万円
1株当たり連結当期純利益	円	円	円
1株当たり配当金	円	円	円
1株当たり連結純資産	円	円	円

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成〇〇年〇〇月〇〇日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	***,***,***,***,***,***株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	***,***,***,***,***,***株	〇〇.〇%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	***,***,***,***,***,***株	〇〇.〇%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	***,***,***,***,***,***株	〇〇.〇%

（3）最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成**年**月期	平成**年**月期	平成**年**月期
始 値	*,***円	*,***円	*,***円
高 値	*,***円	*,***円	*,***円

	平成**年**月期	平成**年**月期	平成**年**月期
安 値	*,***円	*,***円	*,***円
終 値	*,***円	*,***円	*,***円

最近 6 か月間の状況

	**月	**月	**月	**月	**月	**月
始 値	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円
高 値	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円
安 値	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円
終 値	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円

発行決議日における株価

	平成**年**月期
始 値	*,***円
高 値	*,***円
安 値	*,***円
終 値	*,***円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第○回転換社債型新株予約権社債の発行

発行期日	平成**年**月**日
調達資金の額	***,***,***,***円 (差引手取概算額)
転換価額	*,***円
募集時における発行済株式数	***,***,***,***株
当該募集による発行株式数	***,***,***,***株
募集後における発行済株式総数	***,***,***,***株
割当て先	○○○○株式会社
当該募集による潜在株式数	当初の転換価額 (*,***円) における潜在株式数 : ***,***,***,***株 転換価額上限値 (*,***円) における潜在株式数 : ***,***,***,***株 転換価額下限値 (*,***円) における潜在株式数 : ***,***,***,***株
現時点における転換状況 (行使状況)	転換済株式数 (行使済株式数) : ***,***,***,***株
現時点における潜在株式数	現在の残高 ***,***,***,***円、現在の転換価額 (行使価額) *,***円 現在の転換価額 (*,***円) における潜在株式数 : ***,***,***,***株 転換価額上限値 (*,***円) における潜在株式数 : ***,***,***,***株 転換価額下限値 (*,***円) における潜在株式数 : ***,***,***,***株
発行時における当初の資金使途	
発行時における支出予定時期	平成**年**月**日
現時点における充当状	

況	
---	--

・公募増資

発行期日	平成**年**月**日
調達資金の額	***,***,***,***円（差引手取概算額）
発行価額	*,***円
募集時における発行済株式数	***,***,***,***株
当該募集による発行株式数	***,***,***,***株
募集後における発行済株式総数	***,***,***,***株
発行時における当初の資金使途	
発行時における支出予定時期	平成**年**月**日
現時点における充当状況	

・第三者割当増資

発行期日	平成**年**月**日
調達資金の額	***,***,***,***円（差引手取概算額）
発行価額	*,***円
募集時における発行済株式数	***,***,***,***株
当該募集による発行株式数	***,***,***,***株
募集後における発行済株式総数	***,***,***,***株
割当て先	〇〇〇〇株式会社
発行時における当初の資金使途	
発行時における支出予定時期	平成**年**月**日
現時点における充当状況	

10．発行要項

以 上

(開示様式例) 第三者割当による自己株式 / 自己新株予約権の処分に関するお知らせ

この開示様式例は実務上の便宜のため参考として掲載しているものです。

開示資料の作成にあたっては、「開示事項及び開示・記載上の注意」を必ずご参照ください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

会 社 名 〇〇〇〇株式会社
代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇
 (コード: 〇〇〇〇、名証第〇部)
問合せ先 取締役広報・IR部長 〇〇 〇〇
 (TEL . 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇)

第三者割当による自己株式 / 自己新株予約権の処分に関するお知らせ

当社は、平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による自己株式 / 自己新株予約権の処分を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 処分要領

【自己株式処分に係る募集の場合】

(1) 処分期日	
(2) 処分株式数	
(3) 処分価額	
(4) 資金調達の額	
(5) 募集又は処分方法	
(6) 処分先	
(7) その他	

【自己新株予約権処分に係る募集の場合】

(1) 処分期日	
(2) 処分新株予約権数	
(3) 処分価額	
(4) 当該処分による潜在株式数	
(5) 資金調達の額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	
(6) 行使価額	
(7) 募集又は処分方法	
(8) 処分先	
(9) その他	

2. 処分の目的及び理由

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

***, ***, ***, ***円

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金 額（百万円）	支出予定時期
		平成**年**月 平成**年**月～**月 平成**年**月

4. 資金使途の合理性に関する考え方

5. 処分条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

払込金額が割当て先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等は、以下のとおりです。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

6 . 処分先の選定理由等

複数ある場合は、処分数量を記載したうえで複数記載すること。

(1) 処分先の概要

(1) 名称	〇〇〇〇株式会社		
(2) 所在地	〇〇県〇〇市〇〇 - -		
(3) 代表者の役職・氏名			
(4) 事業内容			
(5) 資本金			
(6) 設立年月日			
(7) 発行済株式数			
(8) 決算期			
(9) 従業員数	(連結)		
(10) 主要取引先			
(11) 主要取引銀行			
(12) 大株主及び持株比率			
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	**年**期	**年**期	**年**期
連結純資産			
連結総資産			
1 株当たり連結純資産(円)			
連結売上高			
連結営業利益			
連結経常利益			
連結当期純利益			
1 株当たり連結当期純利益(円)			
1 株当たり配当金(円)			

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(個人の場合)

(1) 氏名	○ ○ ○ ○
(2) 住所	○ ○ 県 ○ ○ 市
(3) 上場会社と当該個人の関係	当社と当該個人(その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。)との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該個人並びに当該個人の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(ファンドの場合)

(1) 名称	○ ○ ○ ○ ファンド(ケイマン)、エル・ピー	
(2) 所在地	1000 West Bay, Seven Mile Beach, Grand Cayman Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づくLPS (Limited Partnership)	
(4) 組成目的	株式会社グループが、自社の事業である 事業と関連の深い ○ ○ ○ ○ 関連事業に投資を行うため組成されたものです。	
(5) 組成日	平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日	
(6) 出資の総額		
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	1. **. **% ○ ○ ○ ○ (株式会社代表取締役です。) 2. **. **% ○ ○ ○ ○ 株式会社 (株式会社代表取締役 ○ ○ ○ ○ 氏が個人で全額出資する ○ ○ 関係の事業に投資することを専門とした会社です。) 3. **. **% ○ ○ ○ ○ 投資事業組合 (株式会社の子会社である □ □ □ 株式会社が出資する ○ ○ 関係の事業に投資することを目的とした投資ピークルです。)	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	○ ○ ○ ○ 株式会社
	所在地	○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ - -
	代表者の役職・氏名	
	事業内容	
	資本金	
(9) 国内代理人の概要	名称	○ ○ ○ ○ 株式会社
	所在地	○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ - -
	代表者の役職・氏名	
	事業内容	
	資本金	
(10) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者(原出資者を含む。)との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

	上場会社と国内代理人との間の関係	当社と当該国内代理人との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該国内代理人並びに当該国内代理人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
--	------------------	--

なお、処分先、当該処分先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しています。

（２）処分先を選定した理由

（３）処分先の保有方針

（４）処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

７．処分後の大株主及び持株比率

処分前（平成**年**月**日現在）		処 分 後	
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%
〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%	〇 〇 〇 〇 (株)	** . **%

８．今後の見通し

（その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。）

（企業行動規範上の手続き）

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、希釈化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、名古屋証券取引所の定める適時開示規則第34条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

○ 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

なお、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績（連結）

	平成**年**期	平成**年**期	平成**年**期
連結売上高	百万円	百万円	百万円
連結営業利益	百万円	百万円	百万円
連結経常利益	百万円	百万円	百万円
連結当期純利益	百万円	百万円	百万円
1株当たり連結当期純利益	円	円	円
1株当たり配当金	円	円	円
1株当たり連結純資産	円	円	円

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成〇〇年〇〇月〇〇日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	***,***,***,***,***,***株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	***,***,***,***,***,***株	〇〇.〇%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	***,***,***,***,***,***株	〇〇.〇%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	***,***,***,***,***,***株	〇〇.〇%

（3）最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成**年**月期	平成**年**月期	平成**年**月期
始 値	*,***円	*,***円	*,***円
高 値	*,***円	*,***円	*,***円

安 値	*,***円	*,***円	*,***円
終 値	*,***円	*,***円	*,***円

最近 6 か月間の状況

	**月	**月	**月	**月	**月	**月
始 値	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円
高 値	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円
安 値	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円
終 値	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円	*,***円

発行決議日における株価

	平成**年**月期
始 値	*,***円
高 値	*,***円
安 値	*,***円
終 値	*,***円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第○回転換社債型新株予約権社債の発行

発行期日	平成**年**月**日
調達資金の額	***,***,***,***円 (差引手取概算額)
転換価額	*,***円
募集時における発行済株式数	***,***,***,***株
当該募集による発行株式数	***,***,***,***株
募集後における発行済株式総数	***,***,***,***株
割当て先	〇〇〇〇株式会社
当該募集による潜在株式数	当初の転換価額 (*,***円) における潜在株式数: ***,***,***,***株 転換価額上限値 (*,***円) における潜在株式数: ***,***,***,***株 転換価額下限値 (*,***円) における潜在株式数: ***,***,***,***株
現時点における転換状況 (行使状況)	転換済株式数 (行使済株式数): ***,***,***,***株
現時点における潜在株式数	現在の残高 ***,***,***,***円、現在の転換価額 (行使価額) *,***円 現在の転換価額 (*,***円) における潜在株式数: ***,***,***,***株 転換価額上限値 (*,***円) における潜在株式数: ***,***,***,***株 転換価額下限値 (*,***円) における潜在株式数: ***,***,***,***株
発行時における当初の資金使途	
発行時における支出予定時期	平成**年**月**日
現時点における充当状況	

・公募増資

発行期日	平成**年**月**日
調達資金の額	***, ***, ***, ***円（差引手取概算額）
発行価額	*, ***円
募集時における発行済株式数	***, ***, ***, ***株
当該募集による発行株式数	***, ***, ***, ***株
募集後における発行済株式総数	***, ***, ***, ***株
発行時における当初の資金使途	
発行時における支出予定時期	平成**年**月**日
現時点における充当状況	

・第三者割当増資

発行期日	平成**年**月**日
調達資金の額	***, ***, ***, ***円（差引手取概算額）
発行価額	*, ***円
募集時における発行済株式数	***, ***, ***, ***株
当該募集による発行株式数	***, ***, ***, ***株
募集後における発行済株式総数	***, ***, ***, ***株
割当て先	〇〇〇〇株式会社
発行時における当初の資金使途	
発行時における支出予定時期	平成**年**月**日
現時点における充当状況	

11．処分要項

以 上

確 約 書

[割当てを受けた者の名称] (以下「甲」という。) 及び[上場会社名] (以下「乙」という。) は、株式会社名古屋証券取引所 (以下「名証」という。) の定める適時開示規則第21条及び同取扱い12に基づき、甲が乙より割当てを受け取得する〇〇年〇〇月〇〇日割当て予定の乙株式[株式数]株 (以下「本件株式」という。) に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件株式の割当てを受ける日である〇〇年〇〇月〇〇日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を名証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を名証に行うこと及び名証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、名証の定める適時開示規則第21条及び同取扱い12の内容について承知し、同規定の定めるところにより、名証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに名証にその写しを提出すること及び名証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 (住 所)
(名 称)
(代表者名) 印

乙 (住 所)
(名 称)
(代表者名) 印

(参考様式) 第三者割当により割り当てられた株式の譲渡に関する報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社(発行会社名)
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿(代表者の役職・氏名)

割当て先会社名 _____
印

代表者の役職・氏名 _____ 印

第三者割当により割り当てられた株式の譲渡について

平成〇〇年〇〇月〇〇日に第三者割当により割り当てられた貴社株式につき、下記のとおり譲渡しましたので、ご報告いたします。

記

1. 割当て株式数

*, ***, ***, ***株

2. 譲渡を受けた者の氏名及び住所

氏 名	
住 所	

3. 譲渡株式数

*, ***, ***, ***株

4. 譲渡日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

5. 譲渡価格及び譲渡方法

6. 譲渡の理由

7. 備考

以 上

(記載上の注意)

1. 「2. 譲渡を受けた者の氏名及び住所」については、市場売却等のため当該事項が不明である場合、「市場売却のため不明」と記載してください(ただし、いわゆるクロス取引などで、当該事項の記載が可能な場合は除きます。)。
2. 既に報告済みの譲渡株式がある場合、譲渡株式数の累計を「累積譲渡株式数 株(平成 年 月日現在)」として、「備考」欄に記載してください。

(参考様式) 名証に対する譲渡報告

平成〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

会社名 _____ 印

代表者の役職・氏名 _____ 印
(コード 市場第一二部セ)

第三者割当により割り当てられた株式の譲渡について

平成〇〇年〇〇月〇〇日に第三者割当により割り当てた当社株式の割当て先から、当該株式について、下記のとおり譲渡した旨の報告がありましたので報告いたします。

記

1. 当該割当て先の氏名及び住所並びに割当て株式数

氏 名	
住 所	
割当て株式数	*, ***, ***, ***株

2. 譲渡を受けた者の氏名及び住所

氏 名	
住 所	

3. 譲渡株式数

*, ***, ***, ***株

4. 譲渡日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

5. 譲渡価格及び譲渡方法

6. 譲渡の理由

7. 備考

以 上

(記載上の注意)

報告対象の割当て先に既に報告済みの譲渡株式がある場合、譲渡株式数の累計を「累積譲渡株式数株(平成〇〇年〇〇月〇〇日現在)」として、「備考」欄に記載してください。

(参考様式) 割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書(第三者割当)

割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書(第三者割当)

平成 年 月 日

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長

殿

本店所在地

会 社 名

印

代 表 者 の

役職・氏名

印

当社が、平成〇〇年〇〇月〇〇日に適時開示を実施する第三者割当に関し、割当て先、当該割当て先の役員又は主要株主(割当て先がファンドの場合は主な出資者のことをいう。以下同じ。)が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が割当て先の経営に関与している事実、割当て先、当該割当て先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当て先、当該割当て先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実は、当社の把握する限りありません。

したがって、当社の把握する限りにおいて、割当て先、当該割当て先の役員又は主要株主と暴力団等とは一切関係がないことを確認いたします。また、新聞報道その他により割当て先、当該割当て先の役員又は主要株主と暴力団等との関係について当社が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を貴取引所に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を把握・確認し、貴取引所に報告いたします。

以上について重大な相違が判明した場合、それに関して貴取引所が行う一切の措置について異議を申し立てないことを確認します。

以 上

(参考様式) 確認書に添付する書面

割当てを受ける者の属性についての書面

平成 年 月 日

会 社 名 _____ 印
代表者の
役職・氏名 _____ 印

当社が、平成〇〇年〇〇月〇〇日に適時開示を実施する第三者割当に関し、割当て先の属性は下記のとおりとなります。

記

(割当て先が法人の場合)

名 称	
所 在 地	
代表者の役職・氏 名	
大 株 主 及 び 持 株 比 率	
役 員 構 成 (役職・氏名)	
上場会社との関係	
資 本 関 係	
人 的 関 係	
取 引 関 係	
関連当事者への 該 当 状 況	
備 考	

<記載上の注意>

1. 株主名については、割当て先の主要株主について記載すること。
2. 法人株主が名証の既上場会社又は取引参加者の場合には、備考欄にその旨の記載のみとすることができる。
3. 役員構成は、割当て先の株券上場審査基準第4条第1項第2号aに掲げる者について記載すること。

(割当て先が個人の場合)

氏 名 (ふりがな含む。)	
住 所	
性 別	

生 年 月 日	
上場会社と当該個人 の 関 係	
備 考	

<記載上の注意>

1. 「住所」欄の記載にあたっては、市区町村までの記載で差し支えないものとする。
2. 上場会社又は上場会社の役員との関係について、「上場会社と当該個人の関係」欄に記載すること。
3. 主要な役職（例：〇〇株式会社代表取締役社長等）について、「備考」欄に記載すること。

（割当て先がファンドの場合）

名 称	
設 立 根 拠 等	
組 成 目 的	
組 成 日	
業務執行組合員	
出 資 者	
出 資 比 率	
投 資 対 象	
備 考	

<記載上の注意>

1. 「ファンド」とは、匿名組合、特定目的会社、任意組合、投資事業有限責任組合及びこれらに類似する外国法に準拠するファンド等を含むものとする。以下同じ。
2. 出資者については、原則として10%以上出資している者を記載すること。なお、払込日までに出資者の異動があった場合には、確認書及び本書面を再提出すること。
3. 出資者が法人である場合は、その住所及び代表者を含めて記載すること。また、出資者が個人である場合は、住所を含めて記載すること（市区町村までの記載で差し支えないものとする。）。ただし、当該法人が名証の既上場会社又は取引参加者の場合には、備考欄にその旨を記載するのみで差し支えないものとする。
4. ファンドの出資者として、さらにファンドが存在する場合には、当該ファンドについても、その概況を同様に記載すること。
5. 外国法に準拠するファンドは、日本国内における常任代理人（その住所及び代表者を含む。）についても記載すること。

以 上

(参考様式) 支配株主との取引状況等に関する報告書

支配株主との取引状況等に関する報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日提出

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長

殿

会 社 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 印

(コード: 〇〇〇〇)

代表者の役職・氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

連絡先担当者 〇〇〇部〇〇〇課長 〇〇〇〇

連絡先 T E L 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

平成〇年〇月期(平成 年 月 日~平成 年 月 日)における当社の支配株主との取引状況等について、下記のとおり報告します。

記

1. 取引の内容

(単位: 百万円)

	種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	支配株 主との 関係	取引 の内 容	取引金額		科目	期末残高		具体的な 取引条件 及びその 決定方法
									前期	今期		前期	今期	

2. 取引についての考え方及び評価

	取引に係る意思決定手続の正当 性についての考え方	取引の合理性や取引条件の妥当 性についての考え方	取引の問題性についての評価 (問題の有無についての認識)

以 上

<記載上の注意>

- 次に掲げる者など、実質的な支配株主又は当該支配株主への影響が認められるすべての者(平成〇年〇月期においてこれらに該当していた者を含む。)との取引状況を記載すること(期中に支配株主の異動などがあった場合、報告対象となる取引は、支配株主等であった期間の取引となります。)。
 - ・支配株主(「親会社」、「主要株主で、当該主要株主が自己の計算において有している議決権と、適時開示規則第2条第2号gに掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めている者(親会社を除く。)」)
 - ・「 の場合における適時開示規則第2条第2号gに掲げる者」
 - ・「 親会社の子会社」に該当する者

2. 上記1.に掲げる支配株主には、平成○年○月期末に支配株主である者をいい、募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合における当該募集株式等の割当てを受けた者及び当該期中に支配株主である者から他者に当該募集株式等の譲渡が行われた場合における当該募集株式等の譲渡を行った者を含む。
3. 報告対象となる取引はすべて記載してください。ただし、同一の相手方との間の同種類の取引の総額が百万円未満である場合には、記載を省略しても差し支えないものとする。
4. 個人の場合、「所在地」欄に「現住所（市区町村まで）」を記載すること。
5. 「具体的な取引条件及びその決定方法」欄には、現在の取引条件のほか、当該取引の決裁権限及び手続きについて具体的に記載すること。
6. 上記のほか、「関連当事者との取引」に関する注記（財務諸表等規則第8条の10又は連結財務諸表等規則第15条の4）に準じて記載すること。
7. 各取引について、取引に係る意思決定手続の正当性についての考え方、取引の合理性や取引条件の妥当性についての考え方を記載したうえで、取引の問題性についての貴社の評価（問題の有無についての認識）を記載すること。
8. 本報告書は、第三者割当により支配株主が異動することとなった日（払込日）以後最初に終了する事業年度の末日から3年を経過するまでの間、原則として、当該事業年度の末日を経過した後及び当該末日の翌日から起算して1年を経過することに遅滞なく提出すること。また、当該期間内において名証が必要と認めて照会を行った場合にも遅滞なく提出すること。
9. 本報告書の提出に当たっては、正確に報告すること。当該報告内容に関して虚偽の記載や重要な内容の欠けつが判明した場合は、適時開示規則違反となるおそれがあるため留意すること。

必要に応じ、適宜様式を拡張して記入してください。この用紙は複数枚にわたっても差し支えありません。

以 上

(参考様式) 支配株主との取引状況等に関する報告書【別添】

支配株主との取引状況等に関する報告書【別添】

<記載上の注意>

- ・ 報告対象期間に、報告対象者の異動があった場合のみ、本書面を提出すること。

下記のとおり報告対象者の異動がありましたので、報告いたします。

記

1. 異動年月日

2. 異動に至った経緯

3. 報告対象者に該当しないこととなった者の概要

(1) 名称	〇〇〇〇株式会社
(2) 所在地	〇〇県〇〇市〇〇 - -
(3) 代表者の役職・氏名	
(5) 事業内容	
(6) 資本金	
(7) 設立年月日	
(8) 決算期	
(9) 上場会社との関係	
	資本関係
	人的関係
	取引関係
	関連当事者への 該当状況
(10) 上場取引所	

(個人の場合)

(1) 氏名 (ふりがな)	〇〇 〇〇
(2) 性別	
(3) 住所	〇〇県〇〇市
(4) 上場会社との関係	

4. 報告対象者に該当することとなった者の概要

(1) 名称	株式会社
(2) 所在地	〇〇県〇〇市〇〇 - -
(3) 代表者の役職・氏名	
(5) 事業内容	
(6) 資本金	
(7) 設立年月日	
(8) 決算期	
(9) 上場会社との関係	
資本関係	
人的関係	
取引関係	
関連当事者への 該当状況	
(10) 上場取引所	

(個人の場合)

(1) 氏名 (ふりがな)	〇〇 〇〇
(2) 性別	
(3) 住所	〇〇県〇〇市
(4) 上場会社との関係	

5. 報告対象者に該当しないこととなった者の所有する新株予約権等の数及び所有割合

(平成〇年〇月〇日現在)

名称	属性	議決権所有割合(%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
〇〇(株)	親会社	31.00	20.00	51.00	・株式会社●●証券取引所 市場第一部 ・▲▲証券取引所(米国)
(株)	その他の関係会社	25.00	0.00	25.00	・なし

	属性 (1)	新株予約権の数			議決権所有割合(%) (4)		
		直接所有分	合算対象分 (2)	計	直接所有分 (3)	合算対象分 (2) (3)	計
異動前							
異動後							

6. 報告対象者に該当することとなった者の所有する新株予約権等の数及び所有割合

(平成〇年〇月〇日現在)

名称	属性	議決権所有割合(%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
〇〇(株)	親会社	31.00	20.00	51.00	・株式会社●●証券取引所 市場第一部

					・▲▲証券取引所（米国）
（株）	その他の関係会社	25.00	0.00	25.00	・なし

	属性 （ 1 ）	新株予約権の数			議決権所有割合（％）（ 4 ）		
		直接所有分	合算対象分 （ 2 ）	計	直接所有分 （ 3 ）	合算対象分 （ 2 ） （ 3 ）	計
異動前							
異動後							

<記載上の注意>

1. 「親会社」、「支配株主（親会社を除く。）」、「その他の関係会社」の別を記載すること。なお、いずれにも該当しない場合は“- ”を記載すること。
2. 「親会社」「その他の関係会社」は間接所有分の議決権割合を、「支配株主（親会社を除く。）」は、支配株主への該当性を判断するに際し、合算対象となる者の所有する議決権所有割合を記載すること。
3. ここでいう「直接所有分」「合算対象分」は、株式にかかる議決権を含む。
4. 新株予約権は下限価額で転換されたものとみなして議決権所有割合を記載すること。

以 上